第6回

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会

日 時 令和5年12月21日(木) 自 午前10時00分

至 午前12時00分

場 所 東京高等検察庁会議室

倉吉座長 それでは、定刻になりましたので、これより第6回持続可能な保護司制度の確立に 向けた検討会を開催いたします。

本日は、清永構成員、栁川構成員が御都合により欠席です。横田構成員はオンラインで御 参加いただいています。

始めに、事務局から本日の資料について説明をお願いします。

中島企画調整官 事務局でございます。おはようございます。どうぞよろしくお願いします。 第6回検討会の資料は、資料1から資料4となってございます。

資料1は、事前に御覧いただいております事務局案と参照条文でございます。今後講じていく施策等には八つの取組を盛り込んでおります。そのうち、これまでの検討会で御議論いただいた取組で第6回検討会にも関係するものについて、再掲として改めて記載をしております。ここでは再掲以外の取組でございます(1)、(3)、(4)、(5)について御説明をしたします。

- (1)でございます。今後講じていく施策等、資料の3ページでございますけれども、保護司法第1条(保護司の使命)に掲げる保護司の使命について、「地域社会の浄化」などの文言が時代にそぐわず伝わりにくいといった意見や保護司の実際の活動と乖離が生じているといった意見がある、こうした意見を踏まえ、保護司は、改善更生を助けることによって再犯防止にも貢献していること、世論の啓発以外にも犯罪の予防に関する活動を行っていること、地域社会を構成する一員として安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与していることなどを念頭に、更生保護法制全体との調和にも配慮した上、保護司の使命の内容がこれからの時代を見据えたものとなるよう見直しを検討すること、としております。
- 次に、(3)でございますけれども、保護司法第2条第2項において、保護司の定数は、全国を通じて、五万二千五百人をこえないものとするとされているところ、人口減少や高齢化、保護観察等事件数の減少を踏まえ、定数を見直すべきではないかなどの意見がある一方で、保護観察等事件数が減少して処遇活動の機会が少なくなってきているものの地域活動の比重が増しており、地域活動には組織力として一定程度の規模が必要であることから定数は維持すべきであるなどの意見があることから、引き続き全国の定数は維持しつつも、保護司適任者の確保に当たっては、適格性を担保する観点から、定数の充足率のみにとらわれることなく柔軟に運用すること、ただし、保護区ごとの保護司の定数については、地域の事情や保護司会の動向を勘案して、適時適切に見直すこと、としております。
 - (4) 保護司法第7条において、保護司の任期は、二年とするとされているところ、保護

司に委嘱されてから、処遇活動や地域活動といった保護司活動を経験・理解する機会を通じて保護司として育てていくことが大切であるため短いといった意見がある一方、余りに長期の任期とすることは、保護司のなり手確保を困難にしかねないといった意見があることを踏まえ、特に多忙とされるいわゆる現役世代にとって、保護司になることを躊躇させる要因となることなく、保護司に委嘱後、任期中に保護司活動を理解・経験する機会が増えることで、長く保護司活動を継続していく意欲を喚起することができるのに十分な期間を確保するという観点から、任期の見直しを検討すること、としております。

次に、(5)でございます。再犯の防止等の推進に関する法律第4条(国等の責務)第2項及び第24条(地方公共団体の施策)に基づき、地方公共団体においても再犯の防止等に関する施策に取り組んでいること、保護司活動と当該地方公共団体の取組は密接に関連していること、保護司からは公共施設内での更生保護サポートセンターの開設や幅広い保護司候補者の推薦などについて、地方公共団体の更なる協力を求める意見があることを踏まえ、保護司法第8条の2(職務の遂行)第3号や保護司法第17条(地方公共団体の協力)の見直しについて検討すること、としております。

次に、資料2でございますけれども、構成員からの御意見となってございます。今回は柳 川構成員、そして山元構成員から御意見を頂戴しております。

続きまして、資料3でございますが、これは前回第5回検討会での御議論を踏まえまして、赤字見え消しで加筆修正した事務局修正案となっております。

今後講じていく施策等の(1)でございます。6ページ目でございますが、第5回検討会における報酬制の導入に関する大きな方向性についての構成員の皆様の議論のやり取りを踏まえた修正としてございます。また、(1)の当初案の2パラ部分を独立して、新たに(2)としまして、井上構成員からの、今既に保護司をされている方をいかに長く活動していただくかということが重要ではないかとの御意見ですとか、小西構成員からの、一定期間保護司を務めた場合に報奨金や謝礼金を支払うことも考えられるのではないかといった御意見を踏まえた修正としてございます。

次に、(4)でございますけれども、山元構成員からの、保護司であるが故に必要となる 経費であったり、他機関からの依頼を受けて参加する活動があったり、そういう部分を言わ ば固定費としての実費弁償金とすることはできないかといった御意見を踏まえた修正として ございます。

このほか(3)、そして(5)については表現ぶりを修正しております。

次に、資料4でございます。これは、構成員の皆様方の席上に黄色いファイルでとじたものとなります。全国八つのブロックにおいて9月下旬から11月上旬にかけて順次開催された、地方別保護司代表者協議会での意見交換に寄せられた保護司の意見を取りまとめたものでございます。各ブロックに事務局メンバーが赴きまして、協議会において、検討会での議論の状況を説明するとともに、質疑応答も含め全国の保護司の生の声を頂戴したところでございます。御覧のとおり大部な資料となっておりまして、大変恐縮ではございますが、ここに盛り込まれている意見数は9,172件となってございます。第3回検討会資料の保護司会会長等意見概要の210件と合わせますと、これまでに検討会としましては総数9,382件の保護司からの御意見に基づいて検討をしているということでございます。

中を御覧いただきますと、1ページ目と2ページ目でございますが、意見要旨としまして、論点ごとに、おおよそこういう意見が多かったというものを箇条書に記載しております。ですので、それぞれの中身を見ますとかなりの分量でございますので、1ページ目から2ページ目を御覧いただければ、こういうふうなことなんだなというのがお分かりいただけるかなというふうに思っております。

なお、各保護司の表現ぶりそのものを記載しておりますので、未定稿ということで印字を させていただいております。

事務局からは以上でございます。

倉吉座長 ありがとうございました。資料4の9,172件という意見数には仰天いたしました。事務局も全国に出張して大変だったと思いますが、全国の保護司さんがどれくらい強い 関心を抱いてこの問題を見守っているかということがよく分かります。心して取り組んでいかなければと思いました。

それでは、まず前回の第5回の検討会を踏まえた事務局の修正案から見ていきたいと思います。中島企画調整官から説明があったとおりですけれども、資料3の5ページの下、手を加えているところは6ページになります。

6ページの(1)のところは、小西構成員、それから川出構成員から、報酬が支払われるということになると、保護司の活動が労働の性格を帯びることになってしまう、それではちょっとまずいのではないかという意見がありました。特に、ボランティアとしての保護司の強みが失われるのではないかという意見もあったところです。その反面で、杉本構成員から、やはりリクルートの場面では無報酬というのはなかなか抵抗があるんだという話があり、横田構成員からも、報酬制度はもうやらないんだと門戸を閉じるのは良くない、若い人

の意見も聴かなければという意見もありました。そこで、その大きな二つの柱を挙げ、引き続きその適否について検討することと、しています。それから、現任の方をはじめ保護司ができるだけ長く保護司活動を継続していけるよう、というのを(2)で挙げています。これは井上構成員から、そもそも今、事件を担当している人がこんなに少ないのはおかしい上に、事件を持っていないのに持ち出しが多いようでは、保護司活動を続けるのは困難になるという御意見がありましたので、「現任の方をはじめ保護司ができるだけ長く保護司活動を継続していけるよう」という文言を加えています。それから、スウェーデンやデンマークの謝礼金の制度を踏まえた小西構成員からの御意見などもありましたので、インセンティブや表彰の在り方についても検討することとしています。

それから、(4)のところも、保護司であるが故に必要となる活動、関係機関との連携の ために必要となるものがあるという御意見があったので、それもきちんと分析して予算要求 できるようにするという趣旨で加えたものです。

あとは前回のとおりですが、この加えたところについて何か御意見ありませんか。こういう整理の仕方でよろしいですか。

いいですかね。では、そのほかのところは前の原案に出ていたとおりですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この修正した事務局の原案で、今の段階では一応固めておく ということにしたいと思います。

それでは、今回のテーマ「保護司の使命等」について、事前に栁川構成員と山元構成員から御意見を頂いています。栁川構成員は今日お見えでないので、皆さんもうお読みになっていると思うんですが、私の方で要旨を話しておきたいと思います。

まず、保護司の使命についてということで、これは、対象者の処遇はもちろんありますけれども、地域活動と2本柱なんだということ、それから、研修の場面に若い人が出てこないという問題があると、これをできるだけ出てきてほしいという話が、わざわざ土曜日にしたのに出てくる人がいなかったという例を含めて書いてあります。

それから、法律の「浄化」という言葉ですね、「浄化」という言葉はちょっと引っかかるという議論がかなり出ておりましたが、栁川構成員は、地域の自治会の見守り活動にも地域浄化という文言を長らく使ってきていると、だから、そんなに抵抗はないんだということを述べておられます。恐らくこちらを強調したいんだと思うんですが、末尾の方で、犯罪や非行のない地域社会を作るというニュアンスの言葉であればそれでも良いということも記載さ

れています。

次に、保護司の定数について。まず、現在の法律上の定数5万2,500はどういう根拠で決まっているのかを丁寧に説明してほしいということですが、この点については、後ほど事務局に説明してもらいます。ただ、栁川構成員の御意見は、定数はともかく、その定数の充足率を気にして新しい人を採ろうとか、そういうことを考えるのではなくて、やはり保護司会が自ら動いて人を探すというのが大事なので、充足率にはそれほどこだわらなくていいということです。

もう一つは任期の問題です。 2年は短過ぎるということを挙げておられます。特に、平塚などの大きな保護司会だと 15人から 16人の再任の手続、これを年に 2回実施しなければならなくなると。 3年だとゆとりがあるし、育成上もそれがいいのではないかという御意見です。

それから、地方公共団体との連携・協力について、保護司側からあるいは保護司会側から 積極的に関与していって、地方公共団体と一緒に取り組めるようになってほしいという希望 が書かれています。保護司の中にも、括弧の中に書いてあるところですが、自治会連合会、 防犯協会の役員、安全協会、民生委員、公民館、社協の役職を持っている人が入っている と、そういう人たちが接点を持って、そこから連携していくべきではないかという御意見で す。

保護司の報酬制について、これは前回のテーマですけれども、報酬制に絶対反対というの が関東管内の連合会長の一致した意見だということです。

公募制について、以前の議論でも出ましたが、不適当な人をどこでどう断るのかが問題になる。そこで、インターシップもうまく活用したいと提言しています。

最後に、デジタル化ですが、ついていけない人のことも留意しておく必要があるとしています。

それでは、山元構成員、補充してお願いします。

山元構成員 山元でございます。僣越ではありますが、私の意見を述べさせていただきたいと 思います。

まず、保護司の使命、基本活動についてですが、ここにも書かれているように、どちらかというと保護司の活動というのはひたむきな努力を重ねる地味な存在であると思います。それで、当然対象者を相手にするということでは、保護司自らの襟を正していかなければならないと。ここに書いてあるように、はったりとか虚勢は一切通用しない世界だと思っていま

す。対象者はある面では、非常に人を見抜くことに長けている能力を有している方たちもたくさんいて、面接なんかをしていても、相手が私自身の性格とか、いろいろな特徴を瞬時にして掴んでいるというような感じは受けます。ですので、非常に自分自身もきちんとしていかなければいけないなというところで、その反面、保護司自身というのは自分から何かアピールをするということは少なくて、制度としても保護司を周知する積極的な広報活動というのは、一応広報活動は行われてはいるんですが、余り活発というか、社会で共有するという形にはなっていない、認知度も低いのかなというところですね。ただ、世界に類を見ない治安のよさとか、犯罪が減少しているということを見ると、その一役は担っているのかなとは思っています。

このいい保護司制度なんですけれども、今まで議論されてきましたように、時代とともにいろいろ環境が変わってきて、将来的に未来永劫的に続いていくためには、認知度というのを高めていく必要もあるのかなと。決して、何というんですかね、広報という積極的な認知度ではなくて、やはり皆さんの中に、保護司というものが大体どういうものかというのを分かって、共有していただけるような形にしていくと、恒久普遍的に制度が成り立っていくのかなと思っています。

そのためには、保護司の使命というのがあって、その保護司の使命も時代とともに、もち ろん基本的な理念とか考え方というのは、これは変わらないと思うんですが、細かい点で環 境に合わせていく必要があるのではないかなと思っています。

それで、まず、これは私の個人的な意見なんですけれども、犯罪をした者、非行のある少年の改善更生を助けるとともにということで、これは解釈の仕方によってではあると思うんですが、「寄り添う」という言葉を入れていただくと、今までの経験からすると、助けるというよりも寄り添ってあげるということですね、もちろん結果としては助けることにつながるのかもしれませんが、その寄り添いということが私自身の中では、活動の理念というか、明確になっていくのではないかなと思います。

それから、続きまして、栁川構成員の方からも意見がありました地域の浄化ということですが、この保護司法が施行された昭和25年ですか、当初は浄化という言葉がよかったんですが、昨今、誰ひとり取り残さないとかSDGs、ジェンダー、あるいは社会情勢、世界情勢を見ると、浄化を図るという文言が独り歩きしてしまう可能性があるというところで、これも栁川構成員と同じ意見なんですが、「地域社会の安心・安全が確保されるよう努め」というような文言に変えていった方がいいのかなと思います。

それから、続きまして、公共の福祉に寄与するという言葉は、公共という観点、もちろん これも解釈の仕方だと思うんですが、公共というと何か行政的な観点という印象を受けます ので、むしろ本人と寄り添うという意味も含めて、社会的な福祉的な側面も含めた上で、 「公共及び社会の福祉に寄与する」というような文言はいかがかと思っています。

それから、続きまして保護司法関係ですが、更生保護サポートセンターというのが、第2回でも、大田区に皆さん見学に行かれたと思うんですが、保護司会にとって更生保護サポートセンターというのはなくてはならないものになってきています。更生保護サポートセンターがない活動というのはもう考えられないというようなところでございますので、法律の中にも更生保護サポートセンターという文言を入れていただくことによって、恒久普遍的になるのかなと考えています。

それから、④ですが、仕事を継続しながら保護司活動ができるようにということで、やはり新任の保護司の方はほとんどが仕事をしながらの保護司活動というところで、時間がないというところがあります。ですが、今まで篤志家といわれる方々によって保護司会は支えられてきた一面もあります。ただし昨今、相続税制度などによって、土地の相続なども均分相続というか、法定相続などという考え方が出てきまして、富の再分配が進んで、篤志家といわれる方々が減少してきているように思われます。片や商店主なども、自営業者もシャッター商店街といわれて個人商店主というのが減ってきている、さらに主婦層も、共働きとか高齢者の親の介護といったところで、保護司の成り手としては全体的に減少してきている感があります。こういった現状を見ながら、保護司活動ができる層に多く保護司に就任していただく方策を考えていく必要があると。そのためには、保護司になるという本人の努力も必要ですが、社会全体や職場の理解というのも必要かと思います。ここでは一つの意見として、例えば、裁判員裁判などで見られますように、裁判員裁判に関わる場合には一定時間職場を離れてもいいということで、そこまでいかなくても、例えば保護司活動を行う場合は保護司活動を優先的に行えるような何らかの法的手当てみたいなものも必要なのかなと思っています。

私からは、雑多な意見ですが、以上でございます。

倉吉座長 ありがとうございました。全てのテーマを網羅して、まとめてくれた御意見だった と思います。

それでは、事務局案の今後講じていく施策等というところ、資料1の3ページ以降ですが、最初に説明があったとおり、再掲としている部分があります。これまで3回、各論の議

論をしてきたわけですけれども、いずれも濃淡はありますけれども保護司の使命には関わってくる、その中で、特にそこの問題が保護司の使命を考える上で前提問題となるとか、逆に保護司の使命が前提問題となって帰結が出てくるというような、関連が濃いものを四つほど選んで挙げてあります。それが再掲としているところです。

まずこの中で新しく挙がっている(1)、(3)、(4)、(5)について議論をしてい きたいと思います。

(1) については、今も山元構成員からのお話もありました、更生保護法全体の調和ということで、時代とともに保護司の使命の在り方が変わってきていないかと、それに合わせることが必要ではないかという、大きな問題ですね。それから、(3) はそれと絡んで定数の問題、(4) は任期の問題、(5) は保護司あるいは保護司会と地方公共団体との関わり、これは法律の条文に二つあります、保護司を主語にして、地方公共団体の施策への協力と書いてある保護司法第8条の2第3号、それから、地方公共団体の方を主語にして、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をすることができると書いてある保護司法第17条がありますが、その条文の在り方等も含めて考えようという、その四つですが、どなたか御意見ありませんか。

お願いします、井上構成員。

井上構成員 井上です。御説明ありがとうございました。

(1) の使命のところですが、私もこの「浄化」という文言にはすごく違和感がありました。少し調べましたら、もともと今の「保護司法」の前、昭和24年に「犯罪者予防更生法」というのができ、その後、「保護司法」が昭和25年にでき、更にその後、昭和29年に「執行猶予者保護観察法」というのができ、「犯罪者予防更生法」と「執行猶予者保護観察法」が平成20年に「更生保護法」として整理統合されたという経緯のようです。

その「更生保護法」に何と書いてあるか調べましたら、第1条の後半部分、結論的な部分に、「もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする」と書いてありました。ここでは「浄化」という言葉は使われず、平成20年、最近の改正ですので、「社会を保護し、」という言葉で記載されています。これに合わせるのならば、保護司の活動の中には地域の活動もあるので、「地域社会を保護し」というふうに持っていけば、「更生保護法」との整合性もとれますし、「浄化」という言葉を使わない表現ができるのではないかと思い、一つの代替案として、「地域社会を保護し」という文言はいかがかと思いました。

倉吉座長 ありがとうございました。

どうぞ、川出構成員、お願いします。

川出構成員 この「浄化」という言葉について、他の法律で使っているものがあるか調べてみました。いろいろな法律で様々な意味合いで使われているのですが、保護司法における言葉の意味合いと関連しそうなものとして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に中に「風俗環境浄化協会」に関する規定があり、そこで風俗環境の「浄化」という言葉が使われていました。環境を改善するという意味で、地域社会の「浄化」に通ずるものがあると思いますが、ただ、風俗環境の浄化という場合は、悪質業者の排除といったことが必然的に含まれてくるように思います。他方で、保護司法における地域社会の「浄化」には、犯罪を行った人の排除という意味合いは含まれていませんので、その意味で、「浄化」という言葉は誤解を生みやすいところがあるのは確かだと思います。結論としては、私も、「浄化」という言葉は避けた方がよいと思います。

保護司法を見てみましても、17条では、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動の内容として、「犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するもの」と記載されており、地域社会の浄化という言葉は使っていません。この17条の文言は、元々は1条から引っ張ってきたものだと思いますが、同じことを示すのに、微妙に表現が異なっています。そうであれば、むしろ17条の方に合わせて、地域社会の浄化ではなく、例えば、地域社会の安全を図るといった文言を使えばよいのではないかと思います。

それと関連して、(1)のところで、犯罪の予防について、保護司は、世論の啓発以外にも犯罪の予防に関する活動を行っているという記載があります。これはそのとおりで、だからこそ、17条では、「犯罪を予防し」としか書かれておらず、その方法を世論の啓発に限定するような表記にはなっていないのだと思います。そうであれば、これについても、17条の表記に合わせるかたちで1条を変えるのがよいと思います。

倉吉座長 ありがとうございました。法律の中身についてよく調べていただいて、分かりやすい御意見でした。

どうぞ、小西構成員。

小西構成員 今の「地域社会の浄化」に関連しているところで、やはり自分も、現在ではなかなかこういう表現は、新しくできた法律の中では使われづらくなってきていると思います。 先ほどの山元構成員の御提案の中にもあったように、やはり「地域社会の安心・安全が確保 されるように努め」というような文言、これは再犯防止推進法の目的規定でも、「安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する」というような文言も使われているので、こうした表現というのが今の表現の仕方として、使う上では適切なのではないかと、私自身もこれを見て思いました。

保護司の皆様からの御意見という部分では、SDGsの表現みたいなものも使うべきという意見もあったのですけれども、ただ、やはり時代によって変化してくるものもあるので、余り流行しているような言葉はやはり避けて、ほかの法律との整合性なども踏まえながら、この目的規定をある種、抽象度が高いものとして規定していくというのが必要ではないかなと思いました。

以上です。

倉吉座長 ありがとうございました。

それでは、保護司の構成員の方からも意見を伺いたいと思いますが、宮川構成員、どうですか。

宮川構成員 (1) について、根本的な話をすると、「じゃ、保護って何」ということを、広報の話にはなってくるんですが、保護司とはどういうものかというのを世間に知ってもらいたいというときに、端的にこれですという部分が何かというところと、使命というのが多分一致してくるかなと思います。

なぜ保護司という名前になったかはいまいち分かっていないんですが、やはり保護司という「保護」というところは、恐らく保護司を知らない方の受け取り方というのが大分違う感じがしていて、動物保護とかのイメージが強いとか、何か守ってもらうみたいなイメージがちょっと強くて、文章の中には、「保護司というのは何か」というのをはっきり書く必要があると思うので、おっしゃられたように17条の部分であったりとかのところで、かつ、ほかの団体とは違う保護司のアイデンティティーを守れる部分のところできちんと書くべきかなと思っています。

それができ上がると、広報宣伝するときに、保護司とはこれですという部分が出てくると 思うので、そこから先はどちらかというとマーケティングの話としてマーケティングに詳し い人を入れて検討する方がいいのではないかなと思いますけれども、「浄化」という分かり にくい言葉は変えた方が、僕もいいと思います。

倉吉座長 保護司とは何かを一言で説明するのは難しくて、私も、こういう仕事をしている人ですと長々と説明するのですが、宮川構成員は、一言で言うとこうだよと言えませんか。

宮川構成員 もっとベテランの人に聞いてもらった方がいいと思いますが、おっしゃられたように、どういうことをしているかというのが、そこから説明にはなっちゃいますね。

でも、抽象的になってしまうと、保護司だけでなくて、いわゆる地域社会のために活動しているというのはたくさんいらっしゃるので、埋もれちゃっている部分もあったりして、可能であれば保護司ってこれですというのが、ぱんと言えると違ってくる可能性もあるかなと思うんですけれど。

倉吉座長 そうですね、それが法律の条文で分かるように書いてあるといいということです ね。

宮川構成員 はい。一言で言ったら、犯罪者を地域社会に再び戻すというところが多分一番に はある、その犯罪者をそもそも生み出さないというのが二次的にあるとは思うんですけれど も、一言で誰かうまいキャッチコピーを考えてくれたらいいなと思います。

倉吉座長 ありがとうございました。

では、野見山構成員、いかがですか。

野見山構成員 私も保護司の使命と言われて、改めていろいろな条文を読むんですけれども、 ただ、私は活動していて、私は保護司ですとなかなか言えない、それで、やっと言ったとこ ろで、保護司というのを知っている人は皆、ちょっと構えられてしまう。

今度は対象者とかその家族についても、今、環境調整とかいろいろやっていて、実はお訪ねしたいんですがということ、電話で、行きますね、私は保護司の野見山ですと出すと、「は、何ですか」と言われるんですね、そしていろいろこういうふうにして、あなたの家族が今、刑務所に入っていらっしゃいますけれども、出られたときのための話をします、そういう説明をしていくと、向こうも「はあ」という反応をしてくる。それを見ると、何というんですかね、上から目線ではなくて、私は共に寄り添って家族の帰りを待つ一人の人間ですよというような感じをするんですね。その後、そのままで終わらないで、観察所に行って、こういう状況でしたという報告をしたら、観察官からまた助言を頂くので、また訪ねていくわけです。そして、こういうことですから、こういうふうにされたらいかがでしょうかというふうなことで話をしていくわけですけれども、そうするとすごく向こうが柔らかくなってきて、もう表情から、ああ、もう待っていましたじゃないですけれども、そういうことですかというようなことになっていくと。だから、ここに、山元構成員の方から、本当に地味だけれども、また、対象者は一瞬にして相手の人柄を見抜くというものがあるということを見ると、やはり寄り添うというか、対象者とその家族に寄り添って進めていくというんですか

ね、そういったものを今感じているんですけれどもね。

倉吉座長 やはり寄り添うというニュアンスが欲しいなということでしょうかね。 それでは、杉本構成員、いかがですか。

杉本構成員 そうですね、保護司って何、と聞かれること、確かに私も多いなとは思っています。保護観察が必要な場合に、社会内で更生していけるようにというのを保護観察所と協力してやるようなものだよ、というぐらいな感じで説明をしています。

以前に、保護観察官が、引受人に説明するときに、民生委員のようなイメージですという ふうに書かれていたことがあって、保護観察官としては、保護司というのは怪しい存在では なく、秘密も守るよということを恐らく言いたかったんだろうとは思うんですが、私として は、そうなのかなと思ったのを今思い出しました。多分、本当に引受人などには分からない だろうということが前提であって、それくらい、保護司とは何かと一言で言えないようなと ころがあるんだろうなと今、思い出しました。

倉吉座長 なるほど。

ほかに、この(1)の総論的な部分について何か、杉本構成員、ありませんか。こういう 観点を入れてほしいとかですね。保護司の使命の内容がこれからの時代を見据えたものとな るように見直しを検討するとしているんですが、これについては皆さん異論がないだろうと 思うんですけれども、具体的にこういうのがあったら、やりやすいとか。

杉本構成員 誰のためにというか、多分、私がよく言われるのは、どうして悪いことをしている人を助けるのかというようなこと、なぜいろいろ努力している人が報われていない中で、ボランティアとしてやるのにそこを選ぶのかとか言われることが多いなと思うんですよね。何かそれを助けてもらえるというか、その答えに対してずばり答えられるような表現が入っているといいなと思います。でも、先ほどから皆さんおっしゃるようなことがそうなんだろうとは思うんですけれども。

倉吉座長 地域社会のためにということでしょうかね。

山元構成員、再度どうですか。補足したいことはありませんか。

山元構成員 そうですね、皆様がおっしゃっていたとおり、浄化の話にしても、誰のために保護司をしているのか、あるいは誰のための保護司かというところは、保護司法の1条の使命のところでは、それが明らかにはなっていると思うんですけれども、やはり非常に、先ほど来、出ているように、保護司とはこういうものだと定義がされても、やはり自身の経験から言わせていただくと、そういう全体的な言葉として表せないようなことも結構あるものです

から、そこはどう言葉にするかというところが難しいなと今感じているところです。

倉吉座長 ありがとうございました。確かに全部条文にできるかというと、そういうものでもないんだろうとは思います。ありがとうございました。

それでは、その次の(3)と(4)の定数と任期について、これについてはまず、事務局から定数の根拠について説明をお願いします。

中島企画調整官 事務局からでございます。昭和25年4月4日(火)、第7回国会、参議院 法務委員会の議事録がございます。保護司法の制定について御議論をしている委員会でござ います。そこで政府委員からこの5万2,500の件について答弁をしていますので、その まま読み上げたいと思います。

「司法保護委員の現在の定数でございますが、これは昭和24年度までのところでは全国で約4万2,000となっております。本年度昭和25年度から、これは約1万増やすことにいたしまして、約5万2,500、かような数にいたしております。」というものでございまして、保護司の前身の司法保護委員、これがもう既に4万2,000人おったということでございまして、新たにこの保護司制度、保護司法を制定するに当たって1万人増やして5万2,500にしたと、そういう状況でございます。

以上です。

倉吉座長 司法保護委員が4万2,000いた中で、日本が民主社会になって生まれ変わり更生保護を充実させるためには保護司の数が足らない、そこで、およそ1万人ほど増やそうということのようです。そうすると、栁川構成員が書いておられた、定数にそんなこだわらなくていい、全国の充足率は気にしなくていいという御意見も分かるような気がしますが、充足率が低いので、定数を減らした方がいいという御意見も一般論としてはあると思いますそれをどうするかなんですが。

どうぞ、宮川構成員。

宮川構成員 香川というか四国の代表者会議とかでも、幾つかの区の方からあったんですけれ ども、やはりこの人数があるからこそできていることというか、今犯罪者が少ないからとい って、今後どうなるか分からないのもあるし、やはり活動を続けていくための数というのは 必要なので、そこの区の人は減らしてほしくないと言っていました。

ここからは個人的な意見ですけれども、この(3)や(4)に関して、どうしてもこの法律上、保護区というところで動かなければならないみたいになっているんですけれども、保護区という枠を外れることができないかなというのは一つ意見として思っています。そうな

ったところの枠の人というのを誰が認めて管理していくのかというのは、また別問題になっていくので、難しいかもしれないですけれども、今もう既に二重拠点で働いている方であったりとか、ずっと動いている方であったりとかもいらっしゃるという流れの中で、そういうのにどう対応していくかと、あと、やはり時間的な問題、もう朝から夜中まで動いている人がいらっしゃる中で、全国的な規模として考えてもいいんですけれども、そういう24時間制であったりとか、全国どこでもであったりとか、ウェブで対応していくとか、そういう枠の保護区があってもいいのかな、全国区、何と言ったらいいか分からないですけれども。そこの人であれば、逆に言ったら、今まで保護司としてなり得なかった人もなれる可能性があるというところがあって、例えば、身障者の方で動けないけれどもウェブなら常にお話ができますよ、日中忙しい方でも夜だけは空いているので夜だけだったら幾らでも受け付けられますよとか、そういう枠というのも増やしてあげることで、多様性を持ってきた対象者にどれだけ対応できるかというところというのは増やせるかなと思うので、もうちょっと柔軟な、5万2,500を維持するのであれば、足りなくなっている保護区があるのであれば、そういう枠を作ってあげることで、数はあるし、いろいろなところの負担を防ぐというのもできるのかなと思います。

倉吉座長 今の点も含めて、どうですか。

山元構成員 私も同じ意見で、保護区を越えて何か活動というか、できるような機構というか、いわゆる機動部隊のようなものがあればいいかなと思います。というのは、今お話があったように、非常に保護司の活動が対象者に対して専門的、多様化してきていると思うんです。そこでやはり専門家の、あるいはその知識を持った方々のいろいろな助けが必要になってくるといったときに、ローカルの保護司でも対応はできなくはないんですけれども、やはりそういった専門性とか、そういう知識とかを生かしていくには、何かしら機動的な、保護区を越えた活動ができる保護司がいると、より充実した保護司活動ができるかなと思っています。

それと、保護司会の会長の立場から言うと、やはり保護司会として会を成立させるためには最低限の人というのはどうしても必要になってくるんです。人が集まるとやはり組織で何かしらの、総務ですとか経理ですとか、協力組織とか地域活動とか、そういった何かしらの、組織には最低限必要な人数というのがいるので、今逆に、人が減ってきていることによって組織を維持するのが非常に難しくなってきているというのがあります。例えば、経理部員とか総務部員なんかも、なってはいただくんですが、ある人が仕事で忙しいとなると特定

の人だけに負荷がかかってしまうので、できる限りそこは余裕を持って組織として維持して いかないと厳しいのかなというのはあります。

以上です。

倉吉座長 なるほど。それも今の時代の要請かもしれませんね。

小西構成員、どうぞ。

小西構成員 まず、この定数に関しては、確かに処遇活動に関しては件数が減っているかもしれないですが、やはり地域の安全・安心な社会づくりというようなところにもつながっていくかと思うのですけれども、そういう地域での活動というのも、保護司の活動にとって、やはり重要な両輪の一つだと思いますので、それをこれまでどおり継続していく上では、余り定数に関してもいじらない方がいいのではないかと思いました。

それとともに、先ほど宮川構成員からもお話がありましたが、やはり保護区、これは第3回のときにも自分が話したと思うのですけれども、これまでの保護区の枠だけではない、例えば「職域」での保護司会とか、そういう保護司会の組み方も、より柔軟性を持って作っていくことができるようにしていくことが、今の社会も、これまでのような地域単位だけでなく、やはり人々が広範囲に活動するようにもなってきていますので、たとえ例外的な位置付けだとしても、持続可能な保護司制度を確立していくためには、多様な保護司会の形というのが、必要になっているのではないか、という点についても御検討いただければ、と自分自身も思いました。

以上です。

倉吉座長 ありがとうございました。

井上構成員、どうぞ。

井上構成員 さっき事務局の方から御説明があったように、保護司の数を決めたときから70年以上たっている現在、この会議の中でもう1回、我々の置かれた状況下で現在の数が適正なのかどうかという議論はしておかないといけないのではないかと思います。形式的なものになってしまうかもしれませんけれども。今のままだと、法律制定時の数をそのままこの検討会で維持しますということになってしまいます。70年ぶりの見直しですし、しかも定数も充足していないという状態ですので、もう少し柔軟性を持たせた形でも良いと思いますし、持続可能というテーマにもなっていますので、金科玉条のようにこの5万2,500という数字がこの後も維持継続されることがいいのか悪いのかを議論すべきだと思います。もし継続するということになったとしても、積極的な議論があった方がいいと思います。実情

に応じてということであれば、余りここを固く考えないで、もう少し柔軟性を持たせた書き 方にしておくといった考え方もあるのではないかと思います。充足数というのが独り歩きす るようなことにも、現状はなっているようなので、それがどの程度の意味があるのかという ことも含めて、結論としては現在と同数になったとしてももちろん構わないんですけれど も、それでいいのかどうかという点については何らかの議論の痕跡は残しておいた方がいい のではないかと私は思います。

倉吉座長 まさにこの議論がそれになるんだろうと思いますが、どうですか、川出構成員。

川出構成員 一点質問があるのですが、(3)のところで、「引き続き全国の定数は維持しつつ」とする一方で、「保護区ごとの保護司の定数については適時適切に見直す」となっていますよね。ということは、ある保護区について現在の定数は必要ないということで減らすことにした場合、その分、ほかの保護区の定数を増やすということになるわけですか。

倉吉座長 押切局長、お願いできますか。

押切保護局長 おっしゃるとおりでして、全国の定数を同じにすると、やはり保護区ごとの割り振りが変わってくるということになります。

川出構成員 そのような措置をとることになるのだとすると、全国の定数を維持することにどういう意味があるのでしょうか。ある保護区の定数を増加あるいは減少させる必要があってそうするならよいのですが、ある保護区について、その実情を勘案して見直したことが、ほかの保護区の定数の見直しに連動する理由がよく分かりません。むしろ、例えば、ある保護区について必要に応じて定数を減らした場合には、全国の定数もそれに合わせて減少するかたちにするほうが筋が通っているように思うのですが、全国の定数を維持しておく意味はどこにあるのでしょうか。

押切保護局長 そこはいろいろな考え方があろうかと思います。これまでの議論の中でもあったように、一つは、一旦保護司の定数、法律で定められているものですので、それを減らしてしまうと、なかなかそこをまた、例えば犯罪情勢が変わって保護観察の対象者が増えたときに、定数を増やすためにはまた法改正が必要になってしまうということもあると思います。また、地域活動の比重が大きくなり、これは保護観察などの処遇活動と同様に大事であるという認識が広がる中で、地域活動を行うためには、やはり一定の組織規模とか活動をする方の規模が必要だということもあるというふうに思います。いろいろな要素が全国の定数という面ではあると思います。

一方で御指摘のとおり、そうしたら保護区ごとの定数はどうなんだとなりますと、これは

今現在は地方更生保護委員会という全国八つのブロックを管轄する所が、その定数の見直しについて法務大臣の委任を受けて、決める権限を持っているわけですけれども、そこが保護区の状態を見ながら、例えば、ここは事件数が増えているからもっと保護司の定数が必要ではないかとか、地方公共団体と一緒に事業をやる中で保護司の地域社会への貢献度が高まっている保護区があるので、ここはもっと増やしたらいいのではないかとか、ここはなかなか定数がずっと満たない状況になっているので、少しその数について考えた方がいいのではないかとか、当然、保護司会の皆さんと相談しながら、全体のバランスを見て決めていくということになるんだと思います。

なので、ある保護区が減れば、それに連動して全国の数も減ってくるという考え方もある とは思うのですが、一方でもっと保護司の数が必要なところというのも出てくる可能性があ りますので、そこで調整をしていくということです。

川出構成員 もちろん定数を減らすだけでなく、保護区によっては増やす必要があるということであれば増やせばいいわけで、その結果として、現在の5万2,500より増えることがあったとしても、それはそれで構わないと思います。そうすると、全国の定数を維持する理由は、個々の保護区の定数の見直しに合わせて、その都度、法改正を行うのは面倒だからということになるのでしょうか。

押切保護局長 面倒ということではありませんが、やはり法改正には時間もかかりますので、 柔軟な対応がなかなか難しくなるのと、これまで5万2,500人を超えたことはないので、実際は4万7,000人とか、多くても4万9,000人とかで推移しているので、結局はそれを超えないようにするというのが規定でございますので、それを維持しておいた方が、これは当然、皆さんの御意見がいろいろあろうかと思いますが、柔軟な対応が可能ではないかなというふうには思います。

川出構成員 分かりました。

倉吉座長 どうぞ、井上構成員。

井上構成員 今、局長の話をお伺いしてよく分かりました。ところで、予算なんですけれど も、予算の取り方はこの定数をベースに与えられているわけではなくて、保護司の実際の数 に基づいて予算が計上されているという理解でよろしいですか。

押切保護局長 組織活動費については、実際の保護司さんに合わせた数ということになります。

井上構成員 いわゆる実費弁償費といわれているものなんですけれども、それは実際の数。

- **押切保護局長** ええ、実際の保護司会の現員がどのぐらいで、そこが活動すると幾らということになります。
- **井上構成員** 分かりました。5万2,500がアッパーという考え方であれば、それについては理解できたんですけれども、そうであれば充足率という部分は要らないのではないでしょうか。逆に誤解を招く気がするので、改善した方がいいのではないかと思いました。
- **押切保護局長** おっしゃるとおりだと思います。我々もやはり、なるだけ保護司さんの減少傾向に歯止めをかけたいという思いがあり、そうすると一つの目安が充足率ということで、重く捉え過ぎてしまったところがもしかしたらあって、それが保護司の方々の御意見の中でも、充足率にそんなにこだわるべきではないのではないかという御意見につながっているのだと思います。
- **倉吉座長** ありがとうございました。 それでは、そのほかに、任期の点も含めて何かありませんか。保護司の構成員の方から、杉本構成員からいかがでしょうか。
- **杉本構成員** 感覚的に、手続が大変だなと思っています。こちらが出すものは大したことはないといえばないんですけれども、やはり事務局がすごく大変そうだなと思っています。2年に1回いろいろな書類をやり取りして、会長が何かまた書類を書いてということが、2年の必要はないのではないかなという感じはしています。

あと、先ほどのもっと保護司が必要な保護区は、というような話が出ていると思うのですが、正直、同じ保護区の中でも担当事件がゼロ人だったり4人だったりと、かなりの差があるんです。そうすると、やはり保護区ごとというだけではなくて、保護区の中でもそれほど担当する件数が違うということは、何か理由があると思うんですよね、主任官が任せるという意味において。そうすると、やはり必要なタイプの職種なのか年齢なのか、必要な人の人数ということがやはり確保が大事なのかなというのが感じるところで、保護司の頭数ではなくて、担当させる件数がこれだけ同じ保護区内でもむらがあるということは、きっと何か理由があるでしょうから、ゼロ件の人と4件、5件という人では、やはり毎月やっていることはかなり差があるので、多分充足率という言葉が余りとらわれないでいいよというのもあると思いますけれども、何かそこの辺もうまくいくといいなと。

倉吉座長 以前にも杉本構成員が御指摘になった点ですね。そのとき、押切局長から実態の説明がありましたが、遠方の人では不都合だとか、難しい事件は経験のある人に担当してほしいといった保護観察官側の思惑もあるでしょうか。その点はどうですかね。

押切保護局長 それは実態としてそういうことがあるのであれば、保護観察官の保護司さん方

への事件の配転ということで、偏りが生じているのだと思います。私ももともとは保護観察官ですので、気持ち的に、例えばこの保護司の方にお願いしたらすごくうまくいったケースがあって、そうすると、また同じ方にうまくやっていただけるのではないかということで頼んでしまったり、そういうことは実態としてあるんだと思います。そこはやはり、今、座長もおっしゃったように、数の問題というよりは、保護観察官の仕切りというか、運用の問題があるのかなというふうに思います。

倉吉座長 保護観察官との協働体制ということも議論してきましたけれども、そういうことも 含めて保護観察官も考えてくれということは、これから働きかけていかなければいけないと 思いますね。

そのほかに、どうですか。野見山構成員、今の定数の問題と任期の問題。任期について、 2年では短過ぎるという感じはありますか。

- **野見山構成員** 私は余り感じたことないです。2年たつともう自動的に再任という、事務の方から、いいですねと、はい、いいですで全て終わっていたから、そんなふうに感じたことはなかったですね。だから、事務手続がどんなに煩瑣なのかも私は知らないままに終わっておりましたね。
- **倉吉座長** 困った人に辞めてもらうためには任期は2年にしておいた方がいいというようなことはないですか。
- **野見山構成員** やはり、もうやめてほしいなという人はいるようですけれども、あなたはもういいですねということは、保護司会からは言えないですね。

定数に関しては、補助金などは定数が減ると減るという面もあるようですよね。数が減る と力も減るような、そういう意識が強いですね。

倉吉座長 宮川構成員、どうですか。

宮川構成員 話が戻って申し訳ないのですが、今回話している持続可能なというのはどういう 状況を求めているのかというのがはっきりすると、その対する手法というのを今議論しているんだと思います。なので、どういうのが理想なのかというのがあると、それを軸として、 じゃ、定数はそのためにはこうだよね、任期はこうだよね、質なのか量なのかとかという話 にはなってくると思うので、もうちょっとはっきりみんなで、こういう形をとると持続可能 だよというのがあったらいいのかなと思います。任期については、自動車免許みたいに延び ればいいのではないかと、1、3、5とか、と思うんですけれども、最初は1年、ちょっと 事務処理の煩雑さが僕も分からないので、こちらは、はいと言うぐらいですが、先ほども言

われたみたいに不適格者的な人を除きたいのであれば、多分1年やっていたら分かるかなと 思うので、最初は1年だけれども、次3年で、その後は5年でというように延ばせばいいの かなと思います。多分ここで最終的に問題になるのは、定年のときに、残りちょっとなのに 5年もらってしまって、任期が長すぎる、みたいなところだけ考慮しておけばいいのかなと 思うので、もう何年もやられた方は長くてもいいのではないかという意見です。

倉吉座長 1年、3年、5年と変えていくというのも煩瑣な感じがしないでもないですよね。 見落としたりが心配になるような気もしますね。

山元構成員、どうですか。

山元構成員 そうですね、2年の任期でというお話で、何か困ったときに断れるという話なんですが、私が伺っている限りですと、やはり法務省から非常勤の国家公務員という身分を与えられている以上、保護司会の方から、例えば、困ったから辞めてくれということはなかなか言いづらいというか、何か問題も起きるということも伺っていますので、やはりこちらから一方的に、困った人がいるから辞めてほしいということはなかなか難しいということは先輩方からも伺っています。

それで、任期について2年というのが、困った人というのは急に困るわけではなくて、最初の何年間が一番不安定なんですね。それで、保護司としての活動に慣れてきて、長年保護司をしている方というのは、比較的もう安定し出すというか、そういった方たちに2年ごとというのは短いかなとは思うんですけれども、最初、短めに設定して、例えば10年たったら5年更新とか、例えばの話ですが、少し長めに置いてもいいのかなというところは、感じとしては持っています。

倉吉座長 そうですか、その考え方は意外に支持者が多いのかもしれませんね。 事務局の方は何かありますか。

中島企画調整官 事務局としては、このブロック協議会での御意見を伺いますと、2年ではちょっと短いのかなという御意見が多かったかと思います。その根拠としてよく言われるのが、人権擁護委員ですとか、民生委員といった類似のボランティアと比較すると、そういった方々は3年で、保護司は2年であると、なので保護司も、2年から例えば3年というふうに延ばすということもあるのではないかというお声は多く頂戴したところでございます。以上です。

倉吉座長 ありがとうございました。なるほど、他の制度との横並びというのは確かにあるのかもしれません。

それでは、(5)について、いかがですか。

お願いします、小西構成員。

小西構成員 この点に関しては、やはり再犯防止推進法にも合わせて、今はもう地方自治体も 責務を負っているという部分もあるので、保護司法でもせめて、「努めなければならない」 ぐらいの地方公共団体の責務といいますか、地方の実情に合わせた努力義務というものを規 定しておくのもいいのではないかなと私自身は思っております。

倉吉座長 そうですか。

宮川構成員、お願いします。

- **宮川構成員** 書いてあることの中で、幅広い保護司候補者の推薦などについてという部分だけ 話が違うというとあれだけれども、結果としては一緒なんですけれども、二つに分けて書いてもいいのかなと思うというか、犯罪防止活動とか、そういう保護司、地域の活動をすると いうことを協力してやっていくということと、その中から人を探していくということという のはちょっと分かれているかなと思うので、ちょっと違和感がこの一文だけは。必要なのは 分かるので。
- **倉吉座長** これは、でも、うまく入れ込めたらという感じですかね。もちろん運用の話もある と思うんですけれども、サポートセンターなんかもそうかもしれませんね、山元構成員が言っておられましたけれども。

それでは、事務局案の今後講じていく施策、3ページ以下のうち、新しく挙がった(1)、(3)、(4)、(5)について大まかな議論をいたしました。

ところで、前回まで検討してきた事項は全て保護司の使命と、濃淡はありますけれども、 必ず関わっている。そのうち、特に関連が深いと思われるものを(2)、(6)、(7)、 (8)と再掲しています。この(2)、(6)、(7)、(8)を挙げるということについ てはよろしいでしょうか、皆さん。

どうぞ、井上構成員、お願いします。

井上構成員 私はこれを挙げることはいいことだというふうに思っています。特に(2)の要件のところなんですけれども、先ほど宮川構成員の方からも持続可能という話がありましたが、私もこの持続可能ということが気になっていて、これは多分、新陳代謝、定年で辞める方と新しく入る方がうまくバランスがとれている状態ではなかろうかと思います。つまり、動的に平衡しているという状態ではなかろうかというふうに思います。その上で、あとは質的にそのレベルがどんどん上がっていくというのが多分、理想的な持続可能な形なのではな

かろうかと思っています。

新しい方をどのように増やすかについてですが、調べてみると、「保護司候補者に断られ た理由」というデータがありました。多分これを解決していけば、新たに入ってくる人が増 えるのではなかろうかというのが一つのアイデアです。法務総合研究所が「平成29年版犯 罪白書」でデータ¹を出しているんですけれども、断られた理由については、圧倒的に四つ の理由がほとんどです。そのうち一番多いのが、「忙しく、時間的余裕がない」というもの です。これに関して言うと、保護司の具備要件として、条文の第3条第2項に、「職務の執 行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること」と書かれているので、時間が私はありません という人はこの条項を満たさないので入れないということに必然的になってしまう可能性が あるのですが、時間はいろいろな工夫の仕方でつくれるものですし、優先順位の問題でもあ るので、保護司活動の優先順位を上げてもらえば時間的余裕は出てくると思います。ただ、 この条項があると断る方も断りやすいという、デメットが出てきている気がします。従いま して、この時間的余裕というのは入れない方がいいのではないかと思います。当然、時間的 余裕がないと保護司の仕事はできないんですけれども、敢えてここに入れることによるデメ リットの方が多い気がします。このアンケートから見ると、そのことが少なからず影響して いるのではないかという気がします。時間的余裕がないというのが断られた理由の75%に なっていますので。もちろんほかにも施策が必要だと思うんですけれども、一つの施策とし ては、この条文の改正というのがあるのではないかと思います。

次に、(2)以外の話ですけれども、残り三つの断られた理由について御紹介します。2番目が「家族の理解が得られない」、これが67.4%、これは広報の問題だと思います。先ほど山元構成員も広報の話をされていましたし、今日はこのすごく分厚い資料4を全然使っていないので、敢えて使わせていただくと、2ページのところの4の保護司の使命の上から三つ目に、「地域社会における保護司に対する認知度が低いため、基礎自治体への広報をはじめ保護観察所が積極的に行うべき」という記載があります。使命というテーマの中でも、広報ということが書いてあるので、これは広報を積極的にやることによって、保護司の候補者に対してというよりも、その家族の理解が得られるような広報というのを考えられた方がいいのではないかというのが、2番目の断られた理由に対する私の考える対策です。

¹ 平成 29 年版 犯罪白書 第 7 編/第 2 章/第 2 節/1 7-2-2-2 図 保護司候補者確保等に関するアンケート結果 (https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/64/nfm/n64 2 7 2 2 1.html)

三つ目が、「犯罪者等の指導援助に自信がない」、これを60%の方が断る理由に挙げています。これに関しては、前から私が申し上げているように、「複数指名制」の強化をすべきだと思います。やはり1人で一つの事件を担当するというのは負担が大きいのではないかと思います。私は調停委員をやっていますが、調停委員は基本、調停官を入れて3人、面談は2人でいろいろ相談しながらやっているので、このあたりの負担はそれで軽減できています。ということで、「複数指名制」とか、保護観察官の方の協力、また保護司会の協力、そういうものによってこの60%を軽減する必要があるのではないかと思います。

最後、4番目の理由なんですけれども、「自宅に訪ねてくるのが負担である」、これが45%です。前からこれについては法務省の方でも課題として考えられており、まさに更生保護サポートセンターの設置により、これはクリアできているということだと思います。したがって、1、2、3ですね、トップスリー。「時間的余裕がない」、「家族の理解が得られない」、「犯罪者等の指導援助の自信がない」、これを何とか解決するように持っていくことが一つの方向性になるのではなかろうかということです。今日の施策等の中にそれが入っているかという観点で拝見すると、時間的余裕に関しては、(2)のところで見直しをするという項目で入っていると思います。広報は残念ながら、入っていないと思います。だから広報は、入れた方がいいのではないかという気がします。三つ目の、自信がないことに対するサポートの話は、(7)の保護司会の活動あたりで検討できるのではないかというふうに思っております。最後の(8)も、これは時間がないということに対する一つの対応策になるのではないかというふうに思っています。

私の意見は以上です。

- **倉吉座長** ありがとうございました。最初に御指摘のあった育成であるとか世代交代、それのバランスということをおっしゃっていましたが、これはここの(7)のところで、保護司会及び保護司連合会は、というのが主語になっているんですけれども、それが育成する上で重要な機能を有している、それから、保護司会と保護司会連合会の世代交代を円滑に遂行するためにも、次世代の保護司を育成していくことが大事だというところで、そこから13条と14条をという議論に持ってきているわけですけれども、そこでもある程度はカバーできるかもしれませんが。
- **井上構成員** そうですね。ただ、さっき申し上げたように持続可能、要は断った方の理由は (7) だけではないので、全般的にこれを解決したら持続可能になるのではないかという仮 説なんですけれども。

倉吉座長 ありがとうございました。時間的余裕については、保護司は時間的余裕がなくてもできる、片手間でやられてもいいんだ、というニュアンスにはならないようにしないといけないのでなかなか難しいですね。今日も議論が出ていましたけれども、夜だけ保護司活動できる人や、全国どこでも対応できる機動的な人など、そういうことというのが一つの検討課題になるのかもしれません。大分将来的な話かもしれませんが。ありがとうございました。いろいろ多角的に考えていかなければいけないんだなと思います。

野見山構成員、どうぞ。

野見山構成員 私は、年齢のことで、委嘱時の年齢を上げる、それから、もちろん辞める時期も上げるというところなんですけれども、うちの方でそういった年齢を上げる、物すごく安易なんですね、成り手がない、結局、年齢が70以上であればなってくれる人はいっぱいいるよという状況なんですよね。そんなふうに安易に流れて、やはり年齢構成が大事だし、犯罪者は若い子がいるんだし、そこのところどうなんですかねという回答しかできないんですけれども、すごく安易に、もう高ければ、70以上はいっぱいいるよという、そういう状況はちょっと私、心配して。今、うちの方の状況ですけれども。

倉吉座長 やはり保護司の使命との関係でも気になるということですかね。

野見山構成員 はい。

倉吉座長 ありがとうございました。

ほかにはありませんか。

それでは、大体よろしいですかね。

中島企画調整官 事務局でございます。横田構成員からオンラインのチャットにより御意見を 頂いておりますので御紹介いたします。最初の山元構成員の保護司の使命のところで、寄り 添いということが大切だよねということを、野見山構成員もおっしゃられましたけれども、 そういった寄り添いの言葉の持つ意味というんですかね、そういった意義について、そこは すごく大切だと、賛同しますという御意見を頂いております。

倉吉座長 ありがとうございました。

最初に確かに寄り添うということが出ていたんですけれども、今、犯罪被害者の担当の保護司もいるわけですよね。犯罪被害者の関係と、それから仮釈放を受けた人、対象者と両方いて、両方やらなければいけないという状況にもあると。そのときに犯罪被害者側からよく言われるのは、一方にだけ寄り添って何だと言われますよね。そういうこととの兼ね合いとかはどうお考えになりますか。何か気になることとかありませんか。何でも挙げておいた方

がいいと思うんです。

どうぞ、井上構成員、お願いします。

井上構成員 今座長がおっしゃられたことと、前に杉本構成員が、「何で犯罪者の人の世話をするのか」と言われたという、そのあたりについてですが、私の考え方を申し上げますと、やはり人間である以上、誰でも善人の部分と悪人の部分があると思います。いつ自分が、今は善人の部分で生活できているかもしれないですけれども、例えば自分の家族が事件に巻き込まれて、加害者に応報感情というんですかね、昔でいうと敵討ちみたいな感じで仕返しをしたいという気持ちは出ると思うんですよね、人間である以上。法律でそれは認められないから、もちろんみんな我慢するんですけれども。ただ、状況次第では、我慢できない、やられたことに対してやり返したいという気持ちが勝ってしまう可能性はやはりあると思うんですよね、ロボットではないですから。そういった状況で、場合によっては自分も犯罪者になってしまうかもしれないという気持ちをみんなが持っていれば、一般的には、罪を犯した人とそうでない人との二項対立の議論にどうしてもなってしまうんですけれども、「いや、そうじゃない」と、「自分自身も犯罪者になってしまって保護司の方にお世話になる可能性も出てくるのではないか」というような考え方というんですかね、ちょっと哲学的になってしまうかもしれませんけれども、そういった考え方がないと、どうして犯罪者の世話をするのかという質問に対し説明しづらいような感じがします。

以前、勉強させてもらったことですが、保護司の元祖である金原明善さんが活動をスタートしたきっかけは、心を入れ替えた犯罪者が悪いことをしないで生きていけずに自殺してしまったというところから、こういうことは起こしてはいけないということでスタートしているわけです。これは、罪を犯した人には何にもメンテする必要がないという、そういった社会の一定の理解の下で起きた悲しいことだったんですけれども、本当は犯罪者をメンテするのではなくて、受け入れる社会の側を変えていくというのが本来的な保護司の活動、地域活動とありましたけれども、役割ではないのかと、それが広がっていき、「何で犯罪者の面倒を見るのか」という質問がなくなることが、もしかすると長期的な保護司の使命なのではないかという気も個人的にはします。

倉吉座長 本当にそうですね。今日はそもそもテーマ自体が哲学的ですから、哲学的な意見も お願いします。

杉本構成員、どうぞ。

杉本構成員 今のお話、そのとおりだなと思って、何で私が答えられないのかが今分かった気

がしたんですよ。私はやはり今おっしゃったように、考えているところがもともとなのか、 なぜかあったので、なぜ保護司が、そういう寄り添う立場の人が必要か分からない方の問い かけが多分その場で理解できなくて、返せないんだなというのが今、自分でそこに納得でき たところがあって。

ただ、それぞれのお話を聞いていると、被害者の方の支援を担当している人から聞いたりすると、やはりとても許せるものではないと、こちら側の対象者のことをもう一生怖いと思いながら生きていく人たちに寄り添っている人たちからすると、やはりなかなか保護司というものを理解してもらうのは無理だろうなというような意見も聞くことがありますし、保護司をしようか迷っている人の身内までもがそう思えるのかというと、やはり怖いから関わらないでというのも本当に素直なところで出てきてしまうんだろうし、それぞれの立場の言い分を聞けば、本当に否定するようなところでもなくて、どうしたらさっきおっしゃっていたような社会ができるのかなというのを考えていける仲間のような感じかなと、私は、保護司をやっている人たちは少なくとも対象者を支援というか、寄り添うというかそういうことを、更生を助けたい、協力したいと思っている気持ちが少なからずあるので、その話というのが共有できたりとかするところはありますけれども、でも、本当はそれが社会と共有できればきっと、何で保護司やるの、なんていうことにはならなくて、必要だということを理解してもらえて、というところなのかな。本当に犯罪、自分がいつそちら側に行ってしまうかというのは分からないことだなというのも、みんなが少しずつ想像できればいいんだろうなというのを考えさせられました。

倉吉座長 ありがとうございました。私たちのこの議論でまとまったものが社会を変えていく 力になるといいなという感じでしょうか。それが皆さんの感覚ではないかと思うんですけれ ども。

どうですか、宮川構成員。

宮川構成員 この前からスウェーデンなど北欧も出ていたし、海外も出ていたんですけれども、日本が特殊なのかどうかがいまいち僕も分かってはいないんですが、元からなんですかね、やはり被害者視点といったら被害者視点だし、あとは、犯罪をした人はもう何かずっと付きまとうというのがあるのかなとは思っていて、芸能人とかは結構すぐ戻っていたりもするんですけれども、何かやった人というのを受入れ難い社会というのは、言われていたみたいにあって、それ自体がまず変わっていかないといけないのかなと思いました。

倉吉座長 でも、アメリカとかヨーロッパの方がよほど犯罪者にきつい印象もありますね。

- **宮川構成員** それもあるのですけれども、例えば、やっているからってどうなんだという文化 があるような気がするんですよね。
- **倉吉座長** なかなか難しいですけれどもね。

小西構成員、どうぞ。

小西構成員 自分の思っているところとしたら、やはりここのところ、かなり分断する見方というのですかね、二項対立で被害者バーサス加害者といいますか。

倉吉座長 今の時代がですね。

小西構成員 そうです、強くなってきているなというふうには思います。殊更やはり自己決定・自己責任みたいなことがかなり強調されて、全てを個人に帰するような形で、社会の中で個々がばらばらになってしまっている面があって、そういうところで、やはり被害者の方にもいろいろあったり、加害者の方にもいろいろあったりというものを特に捨象して考えがちなところが社会の中にもあるのではないかという気がしています。ただ、実際にはやはりいろいろ、それぞれが影響し合っているところが社会の中にはあるので、お互い支え合えるというんですか、お互い寄り添えるような、社会の中でもそういう仕組みを、加害者の人にも寄り添い、被害者の人にも寄り添いというような形で互いに支え合えるような社会を作っていくというのが、やはり必要とされてきているのではないかなと感じています。

倉吉座長 そうですね、加害者にも被害者にも、そういうメッセージを出せるといいですね。 山元構成員はいかがですか。

山元構成員 小西先生の意見に賛成なんですけれども、先週、被害者等の思いに応える更生保護についてという研修を、東京保護観察所で受けました。これを受けた感想としては、大分またかじが切られたかなと、一つの。私の個人的な意見ですが。そうすると、保護司の使命の中にも、こういった被害者のことを含めた上で使命に入れた方がいいような気もしてきて、もちろん今までの保護観察という枠は崩れないとしても、被害者の思いに応えるような保護司制度というんですかね、そういう一面も非常に大事なのかなというところをこの前、感じたというかですね、やはりそういったところでキーワードになってくるのは、寄り添えるとか、あるいは社会というんですかね、そういったことが何か保護司法にもうたわれるというのかなと思いました。

倉吉座長 ありがとうございました。

小西構成員 今月開催された更生保護法学会大会でも被害者担当保護司の先生がお話をされていて、保護司の一つの役割としても、被害者の方に寄り添うというのもやはり重要なことだ

ということを改めて、自分もそのお話をお伺いしながら思ったところがあります。

倉吉座長 ありがとうございました。

川出構成員、どうぞ。

川出構成員 更生保護においても被害者の方への配慮といいますか、被害者の方に寄り添うことが必要とされるようになってきているというのは、私もそのとおりだと思います。先般の更生保護法の改正でも、更生保護においても被害者への配慮を行うことを明示するという趣旨で、3条の運用基準の改正がなされました。ただ、この改正も、飽くまで運用の基準の中に被害者への配慮ということを明記するというものであって、1条の目的規定のところにまでは入れていません。それを考えると、先ほど御提案があったように、保護司法1条の保護司の使命のところに、被害者のことに言及した文言を入れるのは難しいかなという感じがします。あり得るとすれば、現在の1条とは別に、更生保護法の3条のような内容の規定を設けるというかたちになるのかなと思います。

その上で、先ほどの対象者に寄り添うという話ですが、そのような表現が法律の文言として適切かどうかという法制上の問題はあるかもしれませんが、保護司さんの役割を端的に表すという意味では適切な言葉ではないかと思います。更生保護法の制定の際に、更生保護の目的が、対象者の再犯防止なのか、それとも対象者の改善更生の援助なのかという議論があり、そういう二項対立的なものではないのだということで落ち着いたという記憶がありますが、保護司さんについては、より一層、対象者に寄り添って助けるという部分が前面に出ることを示すという意味でも、保護司の使命の中にそれを明記することに意義があるのではないかと思います。

倉吉座長 ありがとうございました。確かに法制上は別途検討が必要だと思いますが、この検討会でも議論は必要だろうと思います。

ほかにはございませんか。

ありがとうございました。長時間にわたりましたが、本日はこの程度にとどめまして、第 6回の検討会を終了したいと思います。

次回の第7回の検討会は、明年2月21日となっていますが、これまでの議論を踏まえて 中間取りまとめ案について議論するということになっていますので、よろしくお願いしま す。

どうもありがとうございました。

一了一